

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の概要

廃棄物の不法投棄対策については、これまで規制強化等を進めるとともに、「不法投棄撲滅アクションプラン」(平成16年度策定)に基づき、地方公共団体等との連携のもとで、総合的な施策を講じてきたところである。

さらに、平成19年2月には、総理大臣指示に基づき関係府省庁による廃棄物処理に関する連絡会議が設置され、環境省として「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」(5/30~6/5)を設定し、国の機関、地方公共団体等の各主体が連携した取組を実施するよう呼びかけてきたところである。

今後さらに、国民一人ひとりの意識改革や、不法投棄をしない・させない社会環境を作り上げていくため、国民各界各層の連携を一層促進し、国民挙げての運動の展開が必要である。

各種媒体による広報活動や各種イベントを通じた普及啓発活動により、広く国民に対し周知徹底を図る。

全国7つの地方環境事務所(北海道・東北・関東・中部・近畿・中国四国・九州)を拠点に、国の関係機関、地方公共団体等との連携体制を確保し、合同監視、一斉パトロールや普及啓発事業等を実施し、全国各地において、国民的運動としての気運の醸成を図る。

2. 施策の効果

国民ひとり一人の意識を変革することで、不法投棄をしない・させない社会環境づくりを推進する。

国、地方公共団体、市民、事業者等の連携強化を図り、国民的運動として、不法投棄対策を推進する。

各地方環境事務所を情報発信拠点として、管内における連携強化を推進する。

3. 備考

環境保全調査費 13,452千円

(内訳) 不法投棄撲滅運動の展開 13,452千円